

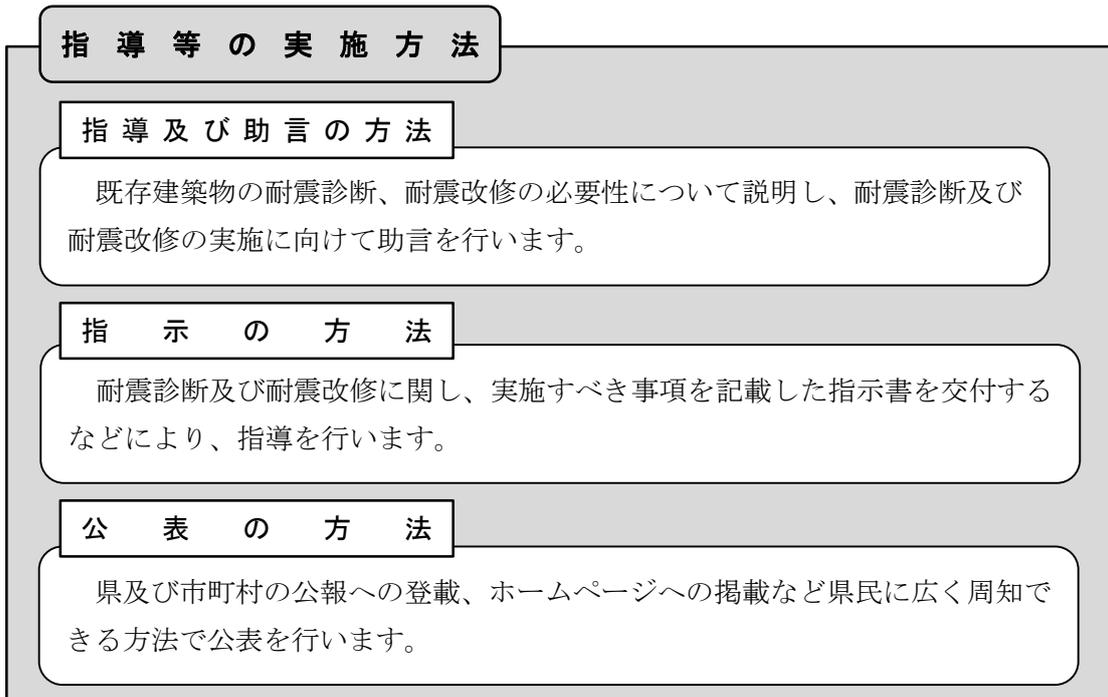
第6章 建築基準法による勧告又は命令等についての 所管行政庁との連携

1 耐震改修促進法による指導等の実施

所管行政庁は、耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づき、耐震診断及び耐震改修の適確な実施のため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修について必要な指導・助言を行います。

また、所管行政庁は、同条第2項の規定により、指導に従わなかった者のうち法令で定める一定規模以上の特定建築物の所有者に対し、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示を行います。

そして、同条第3項の規定により、所管行政庁は、指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、公表を行います。



2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

耐震改修促進法による公表を行ったのにもかかわらず、当該建築物の所有者が必要な措置を行わなかった場合、当該建築物の所有者等に対し、特定行政庁は建築基準法第10条第1項から第3項の規定により、勧告又は命令等を行います。

勧告又は命令等の実施

建築物の構造が著しく保安上危険であると認める場合は、建築基準法第10条第3項の規定により当該建築物の除却、移転、改築又は使用制限などの保安上必要な措置をとるよう命令を行います。

建築基準法第6条に規定する特殊建築物の場合

建築物の構造について、損傷や腐食等の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合は、建築基準法第10条第1項の規定により当該建築物の除却、移転、改築又は使用制限などの保安上重要な措置をとるよう勧告を行います。

勧告を受けた者が正当な理由なく必要な措置をとらなかった場合で、特に必要があると認めるときは、その勧告に係る措置をとるよう命令を行います。

3 所管行政庁との連携

県は、所管行政庁が優先的に指導等を行うべき建築物の選定や実施の方法、公表のあり方等について、連携して検討を進めていきます。

また、建築基準法による勧告や命令についても、その適切な実施に当たって、特定行政庁と連携して行います。

第7章 市町村における耐震改修促進計画の策定

市町村は、耐震改修促進計画の改定に伴い国から示された基本的な方針や本計画の内容を勘案して、地域の状況を踏まえた耐震改修促進計画をできるだけ早期に改定するように努めることとします。

市町村の耐震改修促進計画においては「住宅や建築物の耐震化の目標」のほか、「詳細な地震防災マップの作成・公表」、「重点的に耐震化すべき区域の設定」、「地域住民との連携による啓発活動」及び「災害時における重要な道路の指定」などについて、より地域固有の状況に配慮して作成することが望まれます。

附 則

次期計画が策定されるまでの間は、本計画を運用することとし、引き続き既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るものとする。